

## 在宅サービス



### ○訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、食事・排泄・入浴などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」をします。

### ○通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練を日帰りで提供します。

### ○短期入所支援介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴など日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。

など

## 施設サービス



### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供します。

※新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。

### ○介護老人保健施設（老人保健施設）

在宅復帰を目指している方が入所し、可能な限り自立した日常生活が送れるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護を提供します。

など

## 地域密着型サービス



### ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が入所し、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを提供します。1つの共同住居に5～9人の少人数の利用者が介護スタッフとともに共同生活をします。

※原則として住んでいる市町村のグループホームのみ利用できます。

※要支援1の方は利用できません。

など

## 福祉用具住宅改修



### ○福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるために手すり（工事を行わないもの）や歩行器などの福祉用具の貸与が受けられます。

### ○特定福祉用具販売

入浴・排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、同年度10万円を上限に自己負担分を差し引いて購入費が支給されます。

### ○住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に自己負担分を差し引いて住宅改修費が支給されます。

※事前の申請が必要です。

